

会 議 録

1 会 議 の 名 称	公共施設受益者負担特別委員会
2 日 時	平成30年 4月12日(木) 午前 9時30分 開会 午前 9時58分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (10人)	安藤 玄一 八島 満雄 宮脇 俊彦
	舘 大樹 土山由美子 中山真由美
	橋田 夏枝 相馬 欣行 越水 清
	国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	7人
8 事 務 局	次長 副主幹
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 特別委員会の進め方について

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【安藤玄一議員】 おはようございます。ただいまから公共施設受益者負担特別委員会を開会いたします。

会議は、配付いたしました次第により進行いたします。

それでは、特別委員会の進め方についてを議題といたします。

お配りしてあります資料のとおり、我々、伊勢原市議会は、昨年7月より公共施設受益者負担研究会を立ち上げ、10回の研究会の中で、調査研究とともに議論を行ってまいりました。研究会は自主的な会合という位置づけであることから、研究会を特別委員会へ移行させて、より一層集中的に調査研究を行うために、3月定例会において特別委員会の設置を提案、設置いたしましたものでございます。

9月定例会に公共施設の受益者負担に係る議案が執行者側より上程される見込みであることから、本特別委員会としましては、議案の上程前は調査研究を行い、上程後は議案審査をすることになります。

上程前のスケジュールとしましては、執行者側は、公共施設使用料の見直し（案）についての市民説明会を4月中旬から下旬にかけて開催し、その後、議案とする予定であることから、特別委員会としては、まずは案に対する調査研究を行い、案に対する意見、提案を取りまとめ、議長を通じて市長に提出していきたいと考えます。4月27日までのスケジュールについては、お配りした資料のとおり特別委員会を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 ご異議ありませんので、ただいまのとおり特別委員会を進めることに決定いたします。

議 題 執行者側の出席要求について

○委員長【安藤玄一議員】 次に、執行者側の出席要求についてを議題といたします。

委員長としましては、案に対する調査のため、特別委員会において、執行者側に対し、公共施設使用料の見直し（案）に関する質疑を行いたいと考えます。

お諮りいたします。次回4月17日に開催する特別委員会では、副市長及び、公共施設使用料の見直し（案）において、施設使用料の改定を行うとされている各施設の関係職員の出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 ご異議ありませんので、委員会条例第21条の規定により、議長を経て出席依頼を行うことに決定いたしました。

議 題 公共施設使用料の見直し（案）への意見、提案について

○委員長【安藤玄一議員】 次に、協議事項に入ります。

公共施設使用料の見直し（案）への意見、提案についてを議題といたします。

ここで、それぞれの委員からご意見、ご提案を伺いたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いします。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、公共施設有料化に関する意見、提案。

まず、有料化について聞きたいと思います。今回の有料化で1700万円の収入になると12月議会の答弁でありましたが、1700万円の根拠を示してもらいたい。

次は、今回の収入が施設の維持管理にどう結びつくのか。

3点目は、人件費の削減項目はあるが、説明会で市民から意見で出された、副市長1人体制や伊勢原駅自由通路を伊勢原市がやることはやめるべきだという意見に対する回答がこの案にはありませんので、回答をしていただきたい。

それから、1ページ目の人口ビジョンについて、2020年まで人口を維持するということは、企画部のほうが回答していますが、この1ページの表では2020年に9万9480人に減少するとしています。なぜですか。

次は、施設の維持、管理補修は市の責任で各施設ごとに長寿命化計画等を設定するものであると考えます。使用料の見直し（有料化）は経費の一部負担を市民に求めるもので、質問のこの部分にあります回答にはなっていないのではないかと。

次に、市の説明では、受益者とは、「個人が趣味や習い事で集まり利益を得ているもの」と理解できる。しかし、公民館で習得した技術（踊りとか、歌とか、ダンス等）をボランティアとして介護施設などで披露し、利用者に還元している活動を個人の利益とみなして有料化の対象にしてよいのか。

また、公民館まつりに日ごろの活動（俳句や絵画、書道、写真、手芸など）を展示したり手弁当で手伝いをしている市民を個人の利益として有料化の対象にするのか。

それから、道灌まつりの参加のために、公民館で踊り等練習の活動を個人の利益とみなし、有料化の対象にするのか。

次は、高齢者が健康維持管理のために、小学校の校庭でグラウンドゴルフをやることや体育館で卓球などを行うことは、医療費削減に貢献しているのではないかと。なぜ、中学生以下だけ全額減免の対象にするのか。

次は、有料化にかかる経費は券売機の150万円との回答が3月議会でありましたが、本当にそうなのか。現金回収や集金の経費は誰が行うのか、人件費はかかるのか。

最後に、説明会で出された意見の公表を求めたが応じず、今回やっと意見の一部を公表しました。まだ、不明な点も残されています。これで市民の理解が得られたと認識しているのかというのが有料化の取り組みについて。

2番目の有料化による影響についてですが、過分の負担にならないようにとありますが、「過分」とは誰が判断するのか、説明会でも参加者から、「中央公民館で絵画の展示をしているが、負担が重く開催が厳しい」とした意見には応えていません。

それから、同じくパソコンの会の方から、「市主催の研修を引き継いで、市がやらないパソコンの研修会を開催してきたが、有料化されると開催を中止せざるを得ない」と質問があったが、回答がないままである。

3つ目は、1時間100円から200円でも過分であるという市民にはどう応えるのか。やめても仕方がないと考えているのか。利用者が減っても施設が残ればよいのか。利用者をふやすことを目的にするのではなかったのか。

秦野市では、太極拳サークルの会場費が1000円から2000円となり、サークルが維持できなくなったと聞いている。そんなことが伊勢原市では起きないのか。

次に、利用者をふやすために、市民活動が活発になるために市民に展望を示すのが市職員の果たす役割ではないのか。

次に、市民活動を活発化させるための具体策を示してもらいたい。

次に、今回は「過分の負担にならないように」と答弁しているが、3年から5年で見直すと言っていますが、この言葉は次回以降も生きているのか。今回のみなのか。歯どめがなく引き上げにつながるのではないか。

それから、利用減少に伴う医療費の推移については、どう考えているのか。

次が、市民に活動場所の無料提供を中止しておいて、「今後、市民と行政が力を合わせて歩むまちづくりを進める」との整合性を説明してください。

次が、無料継続を求める署名が4400名を超していると聞いています。こうした市民の声をどう受けとめているのか。

最後に、誰も人につながってほしいと思う、そのためにも公民館の無料継続は大事だと思ふという声にどう応えるのか。

3つ目の使用料の徴収、施設管理についてですが、券売機の現金回収は誰が行うのか。

現金回収にかかる人件費はどれぐらいを想定しているのか。

かかる経費と実収入の管理は、どの部署が行うのか。

振り込みも一部やると聞いてますが、振り込みの管理はどこで行うのか、未集金管理と金が払われない場合の使用中止管理はどこが行うのか。

料金徴収に伴う、施設改善は行われるのか。

有料化したときの各施設の収支予想額を示してもらいたい。

次が、今後、公共施設の基金を設定するのか。

次が、複式簿記を検討していますが、減価償却の考えを導入するつもりなのか。

次が、使用料を払えば、施設の維持管理にどう結びつくのか、示してください。

この部分の最後は、使用料を払った場合の適切な維持管理はどう現在と変わるのか示してください。

次に、減免についてですが、全額減免になる団体と50%削減になる団体、減免対象にならない団体の見込みをどう見えていますか。数字で示してください。

次が、市主催の事業の場合は無料、個人の場合は有料の考え方が理解できないので説明してください。

団体が無料か有料かと判断するのは、無理があるのではないか。

次が、そもそも、市が市民活動の内容を判断して、無料、有料と判断することがあってよいのか。

公民館は市民のものであり、地域住民、利用者のものである。この考えが必要ではないのか。

最後に、その他として、地域住民、市民、市民が協働で、どうあるべきかを論議して決めるべきではないのか。上から目線で、あたかも有料化は決まったことのように進めるのは、市民協働の視点ではないのではないのか。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、私の意見を述べさせていただきます。

まず、1点目、有料化の取り組みについては、有料化の計画として、段階的に料金を見直すのであれば、計画にしっかりその内容を入れることを求めます。

2点目に、有料化による影響については、現在は無料のため他市の利用者が多く利用されている状況の中、市民の方が利用しづらいとの声もありますが、担当課は他市の利用人数を把握しているのかどうか、確認すべきであると思います。

3点目、発券機による使用料の徴収のメリットとデメリットを市民に丁寧な説明が必要であり、委員会にも説明を求めます。

4点目、料金について他市を参考にしていますが、利用料の算定に基づいて他市よりも安くなってもいいのではないかと思います。何よりも市民が納得できる料金設定にしなければならないと思います。

5点目、現在、大分細かな減免基準にはなってきていると思いますが、今までの利用者を参考にして具体的な内容を示して、減免をどのようにしていくのか説明していただきたいと思います。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 減免についてなんですけれども、多少出された意見とも重なる部分があります。市民活動が趣味を目的としたものか、福祉を含む公益的な要素があるのかで一律な負担を課すべきではないと考えます。先ほども、公益的な団体もある、また私的な趣味ということもありますけれども、いろいろな派生的な、その結果が公益に資するという結果もあるということを考えて、あり方については、あくまでも当事者の考え方で申請していただければどうか。今後、利用者説明会などがありますので、個別に意思確認を行った上で、そのあり方を尊重すべきではないかと考えますので、見解をお示してください。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも、項目別に意見を述べさせていただきます。

最初の有料化の取り組みについてということでございます。今回の受益者負担の公平性に向けた使用料見直しは、財政健全化に向けた市政調査会からの提言内容に基づいた内容となっております。ほかの取り組みについても、ほかの取り組みとは、例えば団体補助金の見直し、それから、3つ目については公共施設のあり方が出ています。そんなところも含めて、しっかりと市民への説明責任を果たすことが大切ではないかなと思います。

3つ目として、使用料の徴収、施設管理についてということですが。徴収された使用料は、確実に施設の維持管理に活用するため、基金や特別会計等で管理運営することをしっかりと検討していただきたいと思います。

それから、中央公民館展示ホールの時間700円については、長期借用する団体等に対し負担となるため、もう少し見直しが必要ではないかなと考えます。

それから、4つ目の料金設定についてです。学校の屋外運動場及びこどもスポーツ広場については、利用団体のほとんどが減免対象者であるとともに、日常の維持管理費用が少額であることから、使用料の見直し施設から外したほうがよいと考えます。

2番目、総合運動公園自由広場については、一部岩盤が出ており、また駐車場として使用したり、スポーツ施設としての機能が非常に低い。また、日常管理が行われず維持管理費用が少額のため、見直し施設から外したほうがよい。

今言った2つについては、受益者負担の公平性を保つ施設ではないという考え方からです。

総合運動公園の駐車場については、リーディングプロジェクトとして重点に取り組む健康づくりや子育て環境整備のための公園を併設していることから、有料化の検討から外したほうがよいと考えます。

中央公民館会議室Aは、円卓が固定されて広い割に使い勝手が非常に悪い。円卓を撤去し、通常の机、椅子を並べて（分割も検討）会議室に整備したほうが利用しやすくなる。

最後になりますけれども、減免についてであります。もう少しわかりやすい内容に区分けして展開する必要があるということで、今の段階では、残念ながら市民の皆さんが自分たちの活動が減免になるかどうか判断できない。したがって、市民の皆さんには、自分が減免なのかどうか判断できる、そういうような区分けをしっかりと決めて、展開をしていったほうがよいのではないかなということですが。

以上です。

○委員【越水清議員】　まず、高度成長期時代やバブル期時代に整備した公共施設の老朽化対策、これは全国的な自治体の課題であると思います。施設の修繕や改築等は多額の費用がかかり、財政負担も大変厳しいものがあるのではないかと思います。維持管理における経費については、使用する方もしない方も応分の負担をお願いすることは、今日やむを得ない時代となってきたように思います。有料化は利用者が一定の負担をすることで税の公平性を図ることが主目的

であり、施設の老朽化対策等の財源を目的とするだけではないのではないかと
思うが、考えを伺います。

それから、有料化による影響につきましては、有料化による財政効果額は、年
1700万円ということをよく精査していただきたいと思います。また、効果額
が少ないから有料化の意味がないということではないというふうには思っ
てますが、お考えを伺いたいと思います。

それから、使用料の徴収、施設管理につきましては、受益者負担に係る有
料化で、使用料の徴収方法は、券売機、窓口払い、チケット販売などが検討され
ていると思いますが、各施設の徴収方法、あるいは、そのための経費負担につ
いて、早く詳細にご説明いただきたいと思います。

それから、有料化に当たりましては、利用者へのサービス等の向上を図るべき
と思います。例えば洋式トイレのない施設、例えば公民館とかにそういったもの
を設置するとか、そういったサービスが必要であると私は考えておりますが、そ
の辺についてもお聞きします。

それから、減免についてですけれども、あの案を拝見いたしますと、施設別規
定の5割減額、これは別に定めがあるものを除き、国または神奈川県が主催する
事業に使用とありますけれども、別に定めるものというものはどういうものなの
か、これについて伺います。

それから、指定管理者導入施設につきましては、減免の基準はこれに準ずるも
のであるのか、伺います。

それから、既に有料の施設におきまして、今回提示された減免基準（案）によ
り、免除が2分の1減額になったり、2分の1減免の適用がなくなったりするな
ど、取り扱いが変わるものはあるのか、伺いたいと思います。

それから、これは公共施設受益者負担とは直接かわるかどうかですけれども、
例えば自治会等へ移管するような施設はあるのか。あるいは、高齢者向けに、公
共施設予約システムに家庭電話からの利用申し込みについてなどの細かなサー
ビスの考え方はあるのかなど質問をいたします。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 では、最初、1番の有料化の取り組みについて意見
を申し上げます。全体としては、市の公共施設有料化の取り組みについては理解
を示しますが、市民に対して、なぜ今有料化する必要があるのか、まだまだ説明
不足であると思います。少子高齢化、人口減少、また、公共施設の老朽化とい
った背景があり、公共施設を頻繁に使う方、そうでない方との税の公平性、同じよ
うな施設でも有料と無料が今まで混在していたといった現状を踏まえ、そ
ういった現状をまず解消する必要があります。わかりやすく丁寧に繰り返し、市
としては説明していくことが必要ではないかと思えます。

2つ目の有料化による影響ですが、まず、よい影響としては、現状、公民館など
であります急なキャンセルや特定の団体による占拠、長時間の利用といったこ
とが減っていくのではないかと思えます。また、悪い影響としましては、利用者

や利用回数の減少、また、登録団体が減るという可能性があります。

3つ目として、使用料の徴収、施設管理についてです。徴収事務経費が最終的にどの程度かかるのかということ懸念しております。現金ですと、事務の担当者が直接お金を取り扱うことになり、現場のスタッフの方々の責任が増します。特に公民館などでシルバー人材の活用が行われており、夜間に現金を取り扱うということは非常に危険であると思います。なるべく現場での現金のやりとりというのは少なくして、安全安心の運用を図るべきだと考えます。

2つ目として、学校の校庭や屋内施設も有料に含まれておりますが、現場の教職員は支払い等の手続は負担することができないので、市教育委員会、つまり、市役所内で手続、支払いとすべきではないかと考えますが、市民にしてみれば、わざわざ市役所までその手続に来なければならないという負担も増しますので、そこもどうかとは思いますが。

4つ目として、料金設定ですが、一部、ほかの委員と重なるところは割愛させていただきます。面積で今一律に料金を決めておりますが、先ほど中央公民館会議室Aの話が出ましたけれども、あちらは面積によって200円徴収になっております。1時間200円ですが、現在でも使い勝手が悪く利用率が一番低い会議室であるにもかかわらず、有料化することによって、さらに低下する可能性というのもございます。面積で一律に料金を設定するという方法もいかがなものかとは思いますが。

最後に、減免についてです。事前に各団体が減免申請を提出して、市の厳選なる結果、減免対象となる団体のみ減免申請できるよう、正当で誰もが理解できるような、そういった手続のプロセスを明確化すべきと考えます。

また、市から補助金をもらっている公認団体と、また、減免対象になる関係性について、どのような関係があるかということをお聞きしたいです。

最後に、小中学生というのは、義務教育だから全面減免なのか、また一方で、未就学児というのは、市の提案を見ますと半分減免になっております。そもそも、こども園というのは国が始めた大事業なんですけれども、ほとんどの未就学児の子どもたちが幼稚園児だったり保育園児だったりして、現在のところは50%の免除となっております。その小中学生と未就学児との減免の考え方についてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかにございますか。

各委員からさまざまなご意見を頂戴いたしました。今回、質疑項目が多々あったと思いますけれども、これにつきましては、4月17日の特別委員会で改めて質疑をしていただくようお願いいたします。

また、17日の執行者側への質疑終了後には、質疑を踏まえてのご意見、ご提案を再度お伺いしたいと思います。

本日お伺いしたご意見に質疑を踏まえてのご意見、ご提案をあわせて、正副委員長で案を取りまとめた上、後日開催される委員会でお示ししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【安藤玄一議員】　ご異議ありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

議 題 その他

○委員長【安藤玄一議員】 次に、その他として、次回の委員会の日程は4月17日の火曜日、午前9時30分、場所は本日と同じ全員協議会室で開催いたしますので、ご承知願います。

以上をもちまして、本日の公共施設受益者負担特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前9時58分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年4月12日

公共施設受益者負担特別委員会
委員長 安藤玄一